

平成25年5月10日

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 野 口 新 一

定期監査結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第167号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査の対象部課

生活産業部【農林水産課、商工労働観光課、環境衛生課、クリーンセンター】
農業委員会

2 監査の対象期間

平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
ただし、必要に応じて平成24年度を含む。

3 監査の実施期間

平成24年8月1日から平成25年3月28日まで

4 監査の実施方法

監査対象部課の財務に関する事務の執行が、関係法令及び条例規則等に基づき適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効果的に事務事業が運営されているかという点に留意し、監査資料の提出を求めるとともに、関係帳簿等の実査及び監査資料に基づく監査対象部課職員からの説明聴取により監査を実施した。

5 監査の着眼点

今回の定期監査を実施するに当たり、財務に関する事務の執行に限定せず、地方自治法第199条第2項に規定されている行政監査の監査対象である事務事業の運営に関する内容も

含んで、下記の項目に着眼して実施した。

- (1) 現金の保管について
現金、通帳及び切手の保管
- (2) 収入事務について
徴収事務及び滞納整理事務
- (3) 支出事務について
資金前渡の精算が適切に行われているか。
- (4) 旅費について
 - ① 出張命令簿への記入漏れや印鑑漏れはないか。
 - ② 旅費が支給されない公用車の使用による出張の場合でも出張命令簿に記入しているか。
- (5) 備品管理状況について
備品台帳の整理が適切に行われているか。
- (6) 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
 - ① 目的及び使用料が適正に設定されているか。
 - ② 申請及び許可等の事務処理が適正に行われているか。
- (7) 特定事務の状況について（契約事務等）
 - ① 工事請負契約、委託契約及び賃貸借契約の起案、契約手続、請求及び支出等が適正に処理されているか、また、契約内容と金額が妥当かという点に留意し、一件書類を点検した。
 - ② 業者選定が適正に行われているか。
 - ③ 随意契約の場合、その理由及び根拠が適正か。
 - ④ 日付の不備（漏れ、鉛筆書き、矛盾）や印鑑漏れ等の軽微なミスがないか。
 - ⑤ 契約関係書類が適正に作成、整理され、簿冊に綴られているか。
- (8) その他事項について（公金外現金等）
 - ① 公金外現金の取扱いについて、要綱等で整理できているか。
 - ② 公金外現金の取扱いについて、通帳、印鑑及び現金の保管は、適正にできているか。
 - ③ これまでの定期監査等での指摘事項の確認

6 監査の対象事務

- (1) 農林水産課
 - ① 現金の保管について
 - ② 収入事務について
 - ③ 支出事務について
 - ④ 旅費の支出について
 - ⑤ 備品管理状況について
 - ⑥ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
 - ⑦ 特定事務の状況について（経営構造対策事業、泉州東部区域農用地整備事業）
 - ⑧ その他事項について（公金外現金等）

(2) 商工労働観光課

- ① 現金の保管について
- ② 収入事務について
- ③ 支出事務について
- ④ 旅費の支出について
- ⑤ 備品管理状況について
- ⑥ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
- ⑦ 特定事務の状況について（緊急雇用事業、ふるさと雇用事業）
- ⑧ その他事項について（公金外現金等）

(3) 環境衛生課

- ① 現金の保管について
- ② 収入事務について
- ③ 支出事務について
- ④ 旅費の支出について
- ⑤ 備品管理状況について
- ⑥ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
- ⑦ 特定事務の状況について（斎場管理運営事業、施設組合負担金事業）
- ⑧ その他事項について

(4) クリーンセンター

- ① 現金の保管について
- ② 収入事務について
- ③ 支出事務について
- ④ 旅費の支出について
- ⑤ 備品管理状況について
- ⑥ 行政財産目的外使用許可及び公有財産貸借状況について
- ⑦ 特定事務の状況について（道路等施設保全事業）
- ⑧ その他事項について

(5) 農業委員会

- ① 現金の保管について
- ② 支出事務について
- ③ 旅費の支出について
- ④ 備品管理状況について
- ⑤ 特定事務の状況について（農業委員会運営事業）
- ⑥ その他事項について（公金外現金等）

7 監査の結果

監査の着眼点に基づき、各対象部課の財務に関する事務の執行及び事務事業の運営について監査を実施した結果は、次のとおりである。

- (1) 各対象部課の財務に関する事務執行及び事務事業の運営については、概ね適正に処理されていた。
- (2) 事前監査の際に見受けられた軽微な指摘事項については、適時、担当職員に改善するよう口頭で指導した。
- (3) 公金外現金を業務上管理する必要がある場合、入出金の度に決裁を行うことを義務付け、定期的に通帳と出納簿の確認を行うよう指導した。
- (4) 公金外現金を業務上管理する必要がある担当課は、今後も計画性をもって資金の活用を行うこと、また、金額の多少を問わず、市が事務局を担当する必要性について精査することを望むものである。